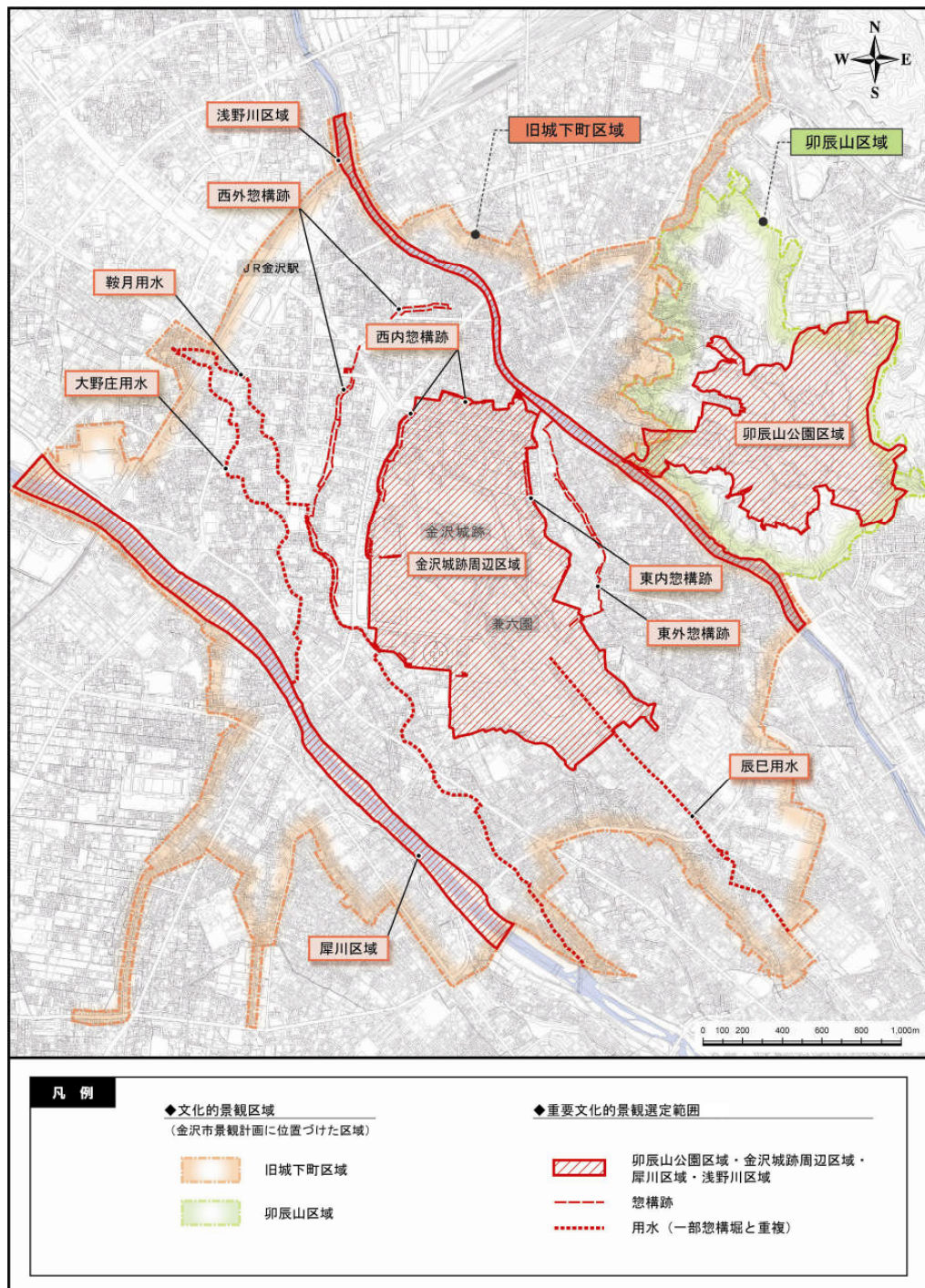


## 重要文化的景観の範囲

景観行政団体である本市は、「金沢市景観計画」（平成 21 年 7 月策定）において、旧城下町区域と卯辰山区域を「文化的景観区域」として位置づけた。

この 2 区域の中から、金沢城跡や兼六園を中心に概ね近世城下町形成の初期段階の範囲にあたる内惣構の内側を目安とした「金沢城跡周辺区域」と、その後背地の自然景観と重なる「卯辰山公園区域」の 2 区域、ならびに「犀川」・「浅野川」・「大野庄用水」・「鞍月用水」・「辰巳用水」、「惣構跡」の構成要素を含む範囲が、重要文化的景観「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」の選定範囲である。



■ 重要な構成要素に位置づけた街区について、大規模な建築物の新築、増築、改築、開発行為がある場合は、30日前までに文化庁長官に対して届け出が必要となる。

(詳細は金沢市重要文化的景観保存計画に明記)

